

差し押さえ処分を強化

納税していただいている市民の皆さんとの公平性を確保するため、滞納者に対しては、法に基づき厳正に対処しています。滞納市税の解消のため、差し押さえ処分を強化しており、滞納者宅の捜索を行って隠している現金を探し出すほか、美術品、家具、大型家電、自動車などを差し押さえしています。捜索により差し押さえられた動産は、指定期日までに滞納市税が全て納付されなければ、インターネット公売により売却し、滞納市税に充てられます。

その他にも、差し押さえの対象としている財産は、預貯金や給与、生命保険などがあります。平成25年度には1,887件の差し押さえを行い、約1億9,313万円が滞納市税に充てられました。



差し押さえ物件(写真手前の車)

市税は必ず納期限までに納付を

市税を滞納することは、津市にとって大きな損失となります。それは滞納となった税金を徴収するために多額の費用が掛かり、その費用も市税から支出されることになるからです。貴重な市税を有効に活用するため、必ず納期限までに納付してください。

便利な口座振替のご利用を

市税の納付は、口座から自動的に納付できる便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに納める手間が省け、うっかり納め忘れることもありません。

口座振替の申し込みは、市内の銀行、信用金庫、農協、労働金庫、郵便局などで受け付けており、簡単に手続きできます。

手続きに必要なもの

- 振替を指定する預貯金通帳
- 通帳に使用している印鑑
- 振替を希望する市税の納税通知書



振り込め詐欺にご注意を!!



最近、税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)等を操作させ、振り込みを行わせる振り込め詐欺の被害が発生しています。

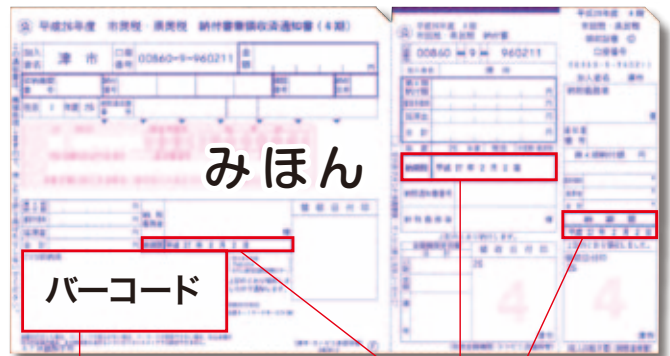
市では、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機の操作を求めたりすることはありません。くれぐれもご注意ください。

納付はコンビニでも

市税のうち、市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税は、コンビニで納付できます。

バーコードが印字された納付書で、納期限を過ぎていないものであれば、時間を気にすることなく、納付書の裏面に印刷されている全国のコンビニで納付できます。納付書に書かれている納期限をよく確かめて納付してください。

コンビニで利用できる納付書



バーコードがあること 納期限を過ぎていないこと

次のような納付書はコンビニで利用できません

- 納期限が過ぎた納付書
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えているもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- バーコードが印刷されていないもの(督促状や催告状)
- 金額を訂正したり、金額を書き加えたりしたもの